

錦町住宅リフォーム補助金（災害型）の手続き

1. 申請

災害救助法に基づく応急修理費の申請をされる方

◆リフォーム補助金（災害型）交付申請書に必要事項を記入し申請してください。

申請書に添える資料のほとんどは、応急修理費申請時の資料を代用します。

※応急修理の対象外分で、添付された資料にない分については、見積書、内訳書が別途必要な場合があります。（応急修理費の資料で対象外分についても内訳書があれば不要）

災害救助法に基づく応急修理費の対象外のみ申請される方

罹災証明書で一部損壊のうち床下浸水等10%以上の損壊に至らない方は、災害救助法による応急修理制度が受けられませんので下記の手順で申請してください。また、住宅の建替えをされる場合も町の住宅リフォーム補助金（災害型）のみの申請となります。

◆リフォーム補助金（災害型）交付申請書に必要事項を記入し申請してください。

申請書に添える資料

◇リフォーム、建替えに係る見積書及び内訳書の写し

◇被災箇所等リフォーム予定部分の写真（スマートフォンなどで撮影した写真でも可）

◇錦町が発行した罹災証明書の写し

◇借家など所有者と居住者が異なる場合は同意書

※申請については原則、着手前申請としますが着手後も受け付けます。

2. 補助金交付の決定

申請書の内容を審査し、交付対象経費に対する補助金を決定し、お知らせします。

3. リフォーム等の着手

原則、申請に対する交付決定後の着手となりますが、申請前に着手されても構いません。

※リフォーム前（被災箇所）の写真が必要ですので着手前に写真を撮っておいてください。

完了実績報告書提出の際にリフォーム工事の施工中、施工後の写真が必要です、依頼されるリフォーム業者へその旨お伝えください。

4. リフォーム工事の大幅な変更・中止

リフォーム工事の大幅な変更や中止しようとする場合はご相談ください。所定の手続きが必要です。

5. リフォーム等の工事が終わったら

災害救助法に基づく応急修理費を行われた方、応急修理費の対象外の方（共通）

◆リフォーム補助金（災害型）完了実績報告書に必要事項を記入し申請してください。

完了実績報告書に添える資料

◇リフォーム、建替えに係る契約書の写し

◇リフォーム、建替えに係る領収書の写し

◇被災箇所等リフォームを行った部分の写真（着手前・施工中・完了）

※災害救助法に基づく応急修理をされた方については、工事完了報告書の写真を代用します。（対象外部分については別途必要）

◇リフォーム補助金（災害型）交付請求書

※完了実績報告書の内容を審査し、不備などなければ、請求書に基づき補助金の支払いを行います。

6. その他

住宅リフォーム補助金（災害型）は、年度内に工事を完了できる方が対象となっています。住宅の建替え等工事完了期日には十分お気をつけください。

※1月、2月など年度終了前に被災するなど、年度内に工事が終わらない可能性が高い場合は、別途取り扱いをいたします。

お問合せ

錦町住宅リフォーム補助金（災害型）に関すること

錦町地域整備課 電話 0966-38-4949

災害救助法による応急修理制度に関すること

錦町住民福祉課 電話 0966-38-1112